

奈良県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、櫛本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 昭藏	天理市櫛本町二九八五―一
〃	吉本 利郎	〃 二三八八
〃	藪内 茂弘	〃 七〇三
〃	本田 陽康	〃 六三八
〃	中崎 太平	〃 九二七
〃	八百井 忠弘	〃 一四二九―一
監事	奥田 政男	〃 六六九
〃	戸田 環	〃 一〇三六―一
〃	村井 寛	〃 七七七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 昭藏	天理市櫛本町二九八五―一
〃	吉本 利郎	〃 二三八八
〃	福本 雅勇	〃 七〇七
〃	吉川 重男	〃 六三三―二
〃	西城 賢	〃 八九九
〃	岸 均	〃 八四九
監事	奥本 紀雄	〃 六四七
〃	鎮 眞也	〃 三六八
〃	津田 弘夫	〃 一四五三